

奈文研 第12回東京講演会

奈良の都の 暮らしへり

（平城京の生活誌）



2020.10.10 [土]
有楽町朝日ホール

東京都千代田区有楽町2-5-1 有楽町マリオン11F

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインでの開催となりました

プロ グ ラ ム

| | |
|-----------------------|----|
| 開会挨拶 | 3 |
| 松村恵司 所長 | |
| CGでみる平城京—平城京のまちなみ紹介 | 4 |
| 前川 歩 都城発掘調査部 主任研究員 | |
| 平城京に住まう人びと—貴族と役人の生活 | 8 |
| 和田一之輔 都城発掘調査部 主任研究員 | |
| 平城宮に勤める人びと—役人の一日と出世 | 12 |
| 桑田調也 都城発掘調査部 主任研究員 | |
| 平城京の暮らし—娯楽と遊戲 | 16 |
| 小田裕樹 都城発掘調査部 主任研究員 | |
| 平城京の食生活—食材と料理 | 20 |
| 森川 実 都城発掘調査部 主任研究員 | |
| 平城京の借金事情—月借錢と出舉 | 24 |
| 山本祥隆 都城発掘調査部 史料研究室研究員 | |
| 平城京の疫病対策—医療・まじない・祈り | 28 |
| 神野 恵 都城発掘調査部 考古第二研究室長 | |

閉 会

※内容等は変更することがありますのでご了承ください。

「奈良の都の暮らしぶり—平城京の生活誌—」の開催にあたって

東京講演会は、奈良文化財研究所（以下、奈文研）の調査・研究活動の成果を、東日本のみなさまに発信しようと、2010年から始めた年に1度の講演会です。今回で12回目になりました。この間、毎回切り口をかえて、文化財研究の魅力や最新の研究成果をお伝えしてきました。

なかでも近年は、「飛鳥むかしむかし」2018年に「藤原から平城へ—平城遷都の謎を解くー」、2019年に「奈良の都、平城宮の謎を探る」と題して、飛鳥から藤原京、そして平城京へ至る都城文化の発展過程を通して観察しました。そこでは飛鳥の宮都や寺院の研究成果をはじめ、藤原京が短命に終わった理由、平城遷都と平城宮造営に関わる謎などについて多角的な検討を加えました。特に「令和」の御代替わりにつながる平城宮の大嘗宮造構や、藤原宮と平城宮の輦轂造構に関する発表は、改めてわが国の歴史の重厚さを認識させるものとなりました。

今年はそれに引き続いて、平城京における人びとの暮らしに焦点をあて、「奈良の都の暮らしぶり—平城京の生活誌—」と題した講演会を企画しました。「あをによし 奈良の都は咲く花のにはふがごとく今盛りなり」と歌われた平城京の繁栄が、本当に咲く花のように華やかなものであったのか。講演会では、平城京の人口と宅地事情、役人の勤務と出世、娯楽と遊戯、食生活、借金事情、疫病対策など、さまざまな角度から平城京の生活の実態解明に迫りたいと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症の猛威が世界を覆い、日本もまた深刻で困難な状況に直面しています。こうした疫病との戦いは、1300年前の平城京の住民たちも経験したところです。天平7年（735）から9年にかけての天然痘の大流行時には、全国で100万人を超える人びとが死亡したと推計されています。このような未曾有の大惨事に、平城京の住民はどのように立ち向かったのか。医療や医学の未発達な時代にあって、疫神の退散、感染防止を願う「まじない」や神仏への祈祷は、現代にも通じる人々の心からの願いのようを感じます。私たちもコロナ禍を経験したことにより、古代史をこれまでとは違った側面から見直す契機になるのかもしれません。

平城京は奈良時代の政治、文化、経済の中心地として栄えましたが、その陰で人口集中による都市公害、疫病の発生、物価の上昇や借金苦など、現代にも通じる社会問題が発生しました。この講演会を通じて、私たちの生活の原点が平城京の時代にあることを感じていただけましたら幸いです。

令和2年10月10日

独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所

所長 松村 恵司

CGでみる平城京 —平城京のまちなみ紹介—

都城発掘調査部 主任研究員 前川 歩

はじめに

平城京は和銅3年(710)に藤原京から遷都し、延暦3年(784)に長岡京に遷るまでの74年間、わが国の首都として機能した。一辺約5.3kmの正方形形状をした藤原京とは異なり、東側に張り出し部がある特異な形状をもっていた。京の内部では、貴族や役人、僧尼、庶民たちの様々な活動、生活が営まれた。発掘調査成果や文献史料をもとに作成した平城京全域の復元CGから、平城京のまちなみを見てみたい。

1. 平城京のかたち

京の規模 平城京は東西約4.3km、南北約4.7kmの方形に、東西約1.6km、南北約2.1kmの張り出し部を東側にもつ(図3)。方形の西部を右京、東部を左京、東の張り出し部を外京と呼ぶ。都域においては他に例を見ない特異な形状をもつ。

京の中核機能である平城宮は京の北辺中央に位置し、一辺約1.0kmの方形の東側に東西約250m、南北約750mの張り出し部をもつ。京と同様に特異な形状を有する。

条坊制 都城内部は条坊制と呼ぶ碁盤目状の道により計画されていた。京を南北に走る朱雀門を中心にして、東西方向に条路、南北方向に坊路と呼ぶ条坊道路(大路)が、それぞれ1,500大尺(約532m)間隔で通される。この大路で囲まれた方形の空間を坊と呼び、坊の内部を東西、南北それぞれ4等分するよう3本の小路が設置され、坊を16の区画に細分する。この細分された1区画を坪(町)と呼ぶ。

このように規則的に街区がつくられているので、位置(住所)もわかりやすく表示することができる。右京、左京で大きく区分し、坊の位置を条、坊大路の順番で表す。坪の位置は、朱雀大路側の北隅を一坪として、下に下り、2列目以降はつづら折りに十六坪まで番号を付与する(図1)。例えば、長屋王邸であれば、左京三条二坊一・二・七・八坪となる。

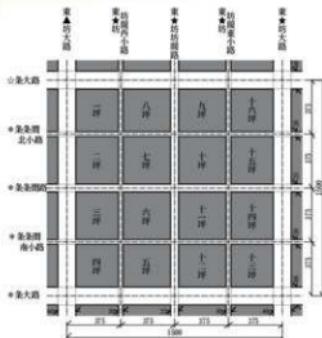


図1 平城京条坊設定模式図(左京、単位はすべて大尺)



朱雀大路アイレベル(南から)



二条大路アイレベル(東から)



小路アイレベル(西から)

図2 道路別イメージ
(朱雀大路:幅員74m、二条大路:幅員37m、小路:幅員7m)



図3 平城京全体図

道路の規模 最大幅をもつ道路は、メインストリートの朱雀大路で、側溝心々間（以下すべて同様に計測）で210大尺（約74m）である。藤原京の朱雀大路の約3倍の規模となる。朱雀大路に次ぐ道路は、平城宮の南を東西に通る二条大路で、幅は105大尺（約37m）と朱雀大路の半分で計画されていた。その他の大路の幅は40大尺（約14m）から70大尺（約25m）までで、いくつかのバリエーションをもつ。小路は坊の中央に通る坊間路、条間路が幅25大尺（約9m）、それ以外の大半は20大尺（約7m）もしくは20小尺（約6m）で計画された（図1・2）。

2. 平城京内のまちなみ

1) 寺院

平城京には、藤原京から移ってきたものも含め、大小多くの寺院が建立され、京のまちなみにも彩りを与えていた。

伽藍 飛鳥や藤原京では塔が重要視され、金堂とともに回廊で囲まれた空間に配置された。平城京の寺院では、藤原京時代の伽藍配置を踏襲した薬師寺以外では、塔を金堂から離して配置するようになる。多くの寺院は、南を正面とし、東西の大路上に南大門を開き、その北方の回廊で囲まれた空間には、南面中央に中門を開き、金堂や講堂が配置された（図4）。

元興寺では、南面に中門、北面に講堂を配し、内部に金堂を置く。興福寺、唐招提寺、法華寺では、南面に中門、北面に金堂を配し、回廊内部に何も置かない。東大寺では、南面・北面に中門を配し、内部に金堂を置く。西大寺は南面に中門を配し、北面に弥勒金堂、内部に薬師金堂を配した特異な伽藍をもつ。回廊の形式は藤原京の寺院では単廊であったが、平城京では多くの寺院で複廊形式が採用された。

堂宇の規模 堂宇の規模は、飛鳥時代と比べ大規模化が進む。法隆寺金堂は、桁行総長46.8尺、梁行総長36尺であるが、薬師寺金堂で桁行総長90尺、梁行総長52.5尺。興福寺中金堂で桁行総長124尺、梁行総長78尺。唐招提寺金堂で桁行総長94尺、梁行総長48尺と、桁行方向に大きく規模が拡大していることがわかる。東大寺金堂（大仏殿）は桁行総長290尺、梁行総長170尺と、破格の大きさを誇る。

2) 郡宅

貴族の郡宅 平城京における最大の宅地は、左京四条二坊に位置する藤原仲麻呂の郡宅（田村第）で、八町におよぶ。後に法華寺となる藤原不比等邸宅は左京二条二坊に四町、長屋王邸も左京三条二坊に四町の郡宅を構える。

長屋王邸の宅地内の様子をみてみよう（図5上）。



図4 主要寺院の伽藍配置
(S = 1/5000、すべて上方が北)
(A: 金堂、B: 中門、C: 講堂)

宅地内は掘立柱塀でいくつかのブロックに分けられ、南半部には東西に並ぶ3つの内郭が造られている。このうち、中央の内郭が長屋王が住んでいたと推定される区画で、区画中央には桁行総長80尺、梁行総長50尺の大規模な正殿が配される。宅地内には多くの建物が建てられるも、建物形式は掘立柱建物、檜皮葺もしくは板葺が大半で、礎石建物は稀であった。

このような大規模な宅地は、いずれも貴族の邸宅で、一町以上の規模を持った宅地は平城宮に近い位置に集中する。

庶民の邸宅 八条や九条といった宮から離れた、京の南端では、1/8町以下の宅地が増え、右京八条一坊十三・十四坪では、1/32町の規模の宅地が確認されている。これは、平安京で行われた、1坪を東西に4分割し、南北に8分割して、1/32町区画をつくる四行八門制の萌芽ともみられる。

宅地内には、2~3棟の建物が建てられ、屋根は檜皮葺、板葺、草葺であったと推定される。宅地ごとに井戸が設けられ、空閑地には畠などが充てられていたとみられる（図5下）。

3) 流通・市

東市・西市 平城京内には、左京、右京それぞれに官営の東市、西市が設置された。東市は左京八条三坊五・六・十一・十二坪、西市は右京八条二坊五・六・十一・十二坪に位置していたとみられ、それぞれ4町の規模を有していた。各坪の周囲には墓地塀が巡っていたとみられる。東市では、東半の2坪（十一・十二坪）の中央を東堀川が南北に流れる。

運河 平城京内には東西にそれぞれ堀川が南北に通され、運河として利用されていた。いずれも北から南に流れる。西堀川は西一坊大路の西に沿って南北に流れ、現在の秋篠川に比定される。南北をほぼ一直線に走っており、運河として直線状にされたとみら



図5 貴族・庶民の邸宅
上：長屋王邸、下：1/16町と1/32町の宅地

れる。西市への物資運搬を担っていた。東堀川は現在すでに失われているが、発掘調査から左京三坊の中央付近を南北に流动していたとみられる。北で西流していたとみられる旧佐保川に接続していた可能性が高い。河幅は10~12mであったようである。先述したように東市を南北に横断し、東市への物資の運搬を担っていた。

おわりに

以上、CGをもとに平城京のまちなみをみてきた。平城京の様相については、不明な部分が多く、CG作成には想像に依ったところもある。今後の調査成果に期待し、さらに精緻な復元を引き続き進めていきたい。

前川 歩（まえかわ・あゆみ）

都城発掘調査部遺構研究室 主任研究員

1978年 愛知県生まれ

2003年 大阪市立大学工学部卒業

2005年 大阪市立大学大学院工学研究科都市系専攻 博士前期課程修了

2013年 奈良文化財研究所 研究員に採用

2020年 現職

現在の専門分野は、建築史



平城京に住まう人びと —貴族と役人の生活—

都城発掘調査部 主任研究員 和田 一之輔

はじめに

奈良時代の首都、平城京。碁盤目状の街路をもつ計画都市であり、政治的に人びとを集住させた、いわば国家がつくった政治都市だ。往々交う人びとの喧騒のなか、寺塔が都の空を彩ったことだろう。

こうした平城京の印象を、もうすこし具体的に思い描けるよう、人口と宅地に注目して、平城京に住む人びとの生活を紐解いてみよう。

1. 人口と住民構成

平城京にはどのような身分や職種の人びとが住んでいたのか、そしてその人口はどの程度だったのか。そこから話をはじめよう。

住民構成 天皇と皇后は、采女や内侍司といった275人にもおよぶ宮人とともに平城宮内裏に住んでいた。いっぽう、天皇の親族といえる皇族たちは、平城京に居を構えた。天皇の子弟である親王・内親王、さらにその子孫である弟王や女王たちだ。平城京に遷都した当初には、天武天皇の子の新田部親王、天武天

皇の孫の長屋王らがおり、「続日本紀」には20名ほどの皇族の名が見える。

平城京の住民といえば、やはり役人（官人）だ。役人には、5位以上の位階をもつ貴族、6位以下の下級役人である長上官がいる。それぞれ定員が定められており、貴族が120名程度、長上官は600名程度となる。遷都当初には92名の貴族の名がみられるが、著名なところでは、藤原（中臣）鎌足を父にもつ藤原不比等、遣唐使として中国唐に渡った粟田真人たちがいる。「古事記」を撰述した太安萬侶は、從4位下までのぼりつめた。このほか、兵衛や舍人のような臨時の役人である番上官、位階をもたない無位の者もいた。そして、それぞれに家族がおり、奴婢もいたことだろう。

さらには、宮や寺院の造営現場や市などで働く人びと、寺院には僧尼がいたほか、傍役として微発された仕丁や衛士も一定期間平城京に住んだ。平城京には実にさまざまな住民がいたわけだ。

人口推計 平城京の範となった中国唐の長安城は

表1 平城京の人口推計

| 論 著（著者年） | 推計人口 | 推計方法 |
|--|---|---|
| 沢田吾一（1927） 『奈良時代民族経済の歴史的研究』高山房 | 20万人 | （人口比）明治期）1,400,000: 123,363 = 1,770,000: X → X = 175,000 + α と200,000人。 （面積）の面積1,400,000平方丈と人口123,363人、平城京の面積1,770,000平方丈（路面を除外） ^{※1} をもとに比例計算する。宝亀4年（773）「大政官符（御船帳）」 ^{※2} にみる高齢者、総人口にみる東京（明治期）の人口比などで検証。 ・批評…「船帳」という性格上、正しい人口状況を反映しているのか。 |
| 岸 俊男（1983） 『飛鳥と奈良…人口の試算』「田舎香風」7号 | 10万人 | （史料）1,505×3×16.4=74,000+α と100,000人。 史料をもとに藤原京の面積を引きだし、面積によって平城京の人口を試算する。藤原京に1,505戸があつたとなし ^{※3} 、平城京のそれを約4,500戸（面積約倍） ^{※4} と推定し、これに口あたりの平均人頭数16.4人（天平5年（733）「右京帳帳」） ^{※5} （正倉院文書）で試算する。 ・批評…史料の「領」、「宮」への理解は妥当なのか。 |
| 田中 球（1980） 『古代日本を発展する3つ～平城京』岩波新書 | 10万人 (10万人よりも少ない) | （発掘・史料）6.7×8×1,150=62,000+α と100,000人。 発掘成果をもとに居住可能地（宅地）を推算し、史料から得た居住人数で試算する。平城京の宅地を1,150町とし、成人男子1名あたりの家族人数は平均6.7名で「右京帳帳」、成人男子8名以上で「町」 ^{※6} 分なので ^{※7} 、1町あたりの居住人口8名×6.7名=53.6名で試算する。 ・批評…奈良に限らず、連鎖で居住していたのか。 |
| 鬼頭清明（1992） 『古代宮殿の日々』教育書房 ISBN 4533 50436 2 [歴史と地理の研究] 岩波新書 | 9.5～19.7万人 | （発掘・史料）707×16×7(あるいは14)=79,184(158,368)+α と95,000人(197,000人)。 発掘結果と史料をもとに庶民と下級役人（番官以下）の居住可能地（宅地）を推算し、住居建物数と面積、1人分の使用面積（3m ² ）で試算する。居住可能地1,132町、貴族の宅地425町、下級役人と庶民の宅地707町と推算し、下級役人と庶民の場合、平均して1/16町の宅地に1棟（3m ² ）ないし2棟（4m ² ）の住居建物があり、7人ないし14人が居住していたとして試算する。 ・批評…下級役人は家族も同居していたのか。 |
| 藤原京の宅地面積基準 右大臣 (2～3町) 右近大臣 (4～5町) 以上 貞助 (正5位) 以上 勤 (6位) 以下無位以上 | ※(1位) は大宝律令下での位置 4町 2町 1町 下戸 (1町) (= 4.433m) 下戸 1/2町 (= 2.2165m) 下戸 1/4町 (= 1.1083m) 下戸 1/8町 (= 0.5542m) | ※1…外京を含まない。 ※2…高齢者、低年、病人などの社会的弱者に施設や宿食などを支給すること。 ※3…「続日本紀」天武天皇7年（687年）1月11日壬寅朔（元ノ吉日）百姓一千五百五軒、陶器有差。 ※4…北3.3km、東西2.8kmとする藤原京宮内裏（中宮）による。現在では、10割弱の（3.0m×0.6m）とすると家が並ぶ方である。なお、平城宮の南北4.7km、東西4.3km ² で裏出部分（部分外町）がある。 ※5…「右京帳帳」の所で記すが、1町=15,000m ² 程度。 ※6…「町」の所で記すが、1町=15,000m ² 程度。 ※7…「右京帳帳」科目5年（685年）12月乙巳日有大宅地内町、面積以上二町、大敷以下一町、 勤以下無位。諸其ノ町、其ノ上戸一町、中戸半町、下戸四分之一町。王等亦准此。 |
| （参考）奈良宮の宅地面積基準 3位以上…1町以下、50町以上…2町以下、60町以下…3町以下 | | |

「100万人都市」といわれるが、平城京の人口はどのくらいだったのか。20万人とも10万人ともいわれるが、残念ながら、はっきりと記す史料は残っていない。しかし、関連する史料や発掘調査成果を駆使して人口推計が試みられているので、それらを紹介しよう（表1）。

かつて定説ともされたのが、沢田吾一が推計した20万人説だ。平城京と同規模の面積をもち、近代化による爆発的な人口増加もみられない石川県金沢市における幕末明治期の人口をもとに、面積比に応じて比例算出するという方法である。

しかし、これでは平城京の人口密度が長安城のそれに近いこととなる点に疑問をもったのが、岸俊男だ。岸は史料をもとに藤原京の人口を推計し、面積比によって平城京の人口を10万人と試算した。また、田中琢は、居住可能な面積を割り出して、一定面積における平均居住者数を掛け合わせる方法をとる。結果、「10万人、むしろそれよりも少なかった」とみる。鬼頭清明はこの方法を踏襲しつつ、宅地と居住の規模に着目した推計と階層構成に着眼した推計を試みた。9万5千人（95,158）、11万5千人（114,494）、14万2千人（142,531）、19万7千人（197,361）という4種類の人口推計を示し、「14万という算術平均より大きい数字が予想される」と説く。

このほか、推算方法は示されないが、5～6万人とみる論者も少なくない。田中が述べるように、人口推計は「推論に推論を重ねたもの」なので、推計結果の当否の判定は決して容易ではなく、「重ねて人口の推算を試みたとしても、より確実になるというわけではない」。現状では、数万人の誤差を含めた上で、10万人程度とみておきたい。

ところで、田中と鬼頭が示した人口推計に差が生じた理由のひとつには、平均的な宅地の規模をどの程度とみなすのか、という点がある。そこでつぎに、平城京における宅地の様相をみておこう。

2. 宅地の規模と配置

平城京の土地はいわば国有地であり、国家が臣民に土地（宅地）を分け与える（班給）制度であった。そして、当時は厳格な身分制社会であり、その身分（位階）に応じて宅地を班給された。つまり、宅地の班給には明確な基準があったのだ。

宅地の基準一位階と立地 平城京の宅地班給基準に関する史料は残されていないが、藤原京の宅地班給基準は『続日本紀』にみえる。右大臣（2～3位）は4町、直広式（從4位下以上）以上に2町、直大參（正5位上）以下には1町、勤（6位）以下無位以上では1町・1/2町・1/4町という具合だ（表1左下）。ちなみに、1町の広さは約15,000m²（4,500坪）となる。1/4町の宅地でも約3,750m²（1,125坪）となり、現代の感覚からすれば、想像を超えた広さだ。

さて、この藤原京での基準が平城京にも適用されていたかどうかは、正確には不明だ。しかし、発掘調査成果を参照することで、平城京でも同じ基準が用いられていたと判断できる。まず、史料には100余名の貴族・役人の居住地が示されている。それらの分布をみると（図1-1）、貴族の宅地、つまり1町以上の宅地は5条以北に認められる。いっぽう、役人の宅地となる1町に満たない宅地は、宮から遠く離れた5条よりも南に展開する。この傾向が発掘調査成果（図1-2）とよく一致するのだ。

つまり、平城京の宅地班給基準は藤原京でのそれと同じであり、位階の高い貴族は宮に近い場所に大きな宅地をもち、位階の低い役人は宮から遠く離れた地に小さな宅地を与えられたと考えられる。その意味は理解しやすく、官仕えを基本とする貴族・役人にとっては、平城宮に近いほど利便なわけであり、自然な対応といえる。

宅地の実態—貴族と役人 つぎに、発掘調査で判明した宅地の実例をふたつ紹介しておこう。

貴族の一例として、長屋王の宅地をみよう。長屋王は、天武天皇の子の高市皇子（太政大臣、広淨壱）を父にもつ。遷都当初は從三位の式部卿（後に左大臣、正二位）であり、その邸宅が平城宮のすぐ南で発見された。4町占地の大規模宅地で、堀によっていくつかの区画（郭）にわけ、官衙を思わせるような整然とした建物配置をもつ（図1-5①）。なお、神亀6年（729）に自刃に追い込まれた後（長屋王の変）、その跡地は皇后宮殿となり、さらには太政官厨家あるいは小規模宅地へと分割される。

もうひとつ、役人の一例として、左京八条三坊九坪を紹介しておこう。当地は東堀河が縱貫しており、東西に二分割されている。坪の東半では、東西溝によって土地を横長の区画に分割する。結果、1/8町な

いし1/16町の宅地をつくりだし、2～3棟の建物と井戸1基をもつ。

なお、奈良時代後半では、1/32町あるいは1/64町という零細な宅地が発掘調査で確認されている。また、宝亀3～6年(772～775)の「月借錢解」には「十六分之半」(1/32町)や「十六分之四一」(1/64町)という記載があり、史料と発掘調査成果が一致するとともに、宅地の基本単位が1/16町であったことがわかる。

宅地からみた平城京 宅地という側面から平城京の特徴をひとつ示してみたい。そのために、さきにみた宅地班給基準と、「官位令」に定められた位階別の定員数をもとに、平城京造営にあたって計画された貴族と役人の宅地面積をもとめてみよう。

從3位以上が13名(×4町)、4位が15名(×2町)、5位が77名(×1町)、という具合に計算をかねていけば、貴族・役人733名で400町程度となる。平城京の居住可能面積は1,150町ほどなので、平城京の敷地のうち約40%ほどが貴族や役人のための宅地として用意されていたわけである(図1-3)。平城京が「中央官人の居住地」といわれ、「貴族・官人を強制的に集住させ、勤務形態を安定させる」と理解されるゆえんである。

3. 定説への疑問と課題

ここまでみてきた平城京の宅地事情をまとめると、位階に応じた宅地班給基準にもとづき、位階の高い人物ほど宮に近い広大な宅地を班給された、となる。位階の低い役人は、平城宮から離れた狭小な宅地に住んでいたことになる。こうした理解は定説となっているが、なんら疑問が示されてこなかったわけではない。

当初より官人を集住させる意図があったにもかかわらず、遷都当初の居住実態はきわめて低い状況(図2)であったり(田辺征夫)、位階が上昇した場合より

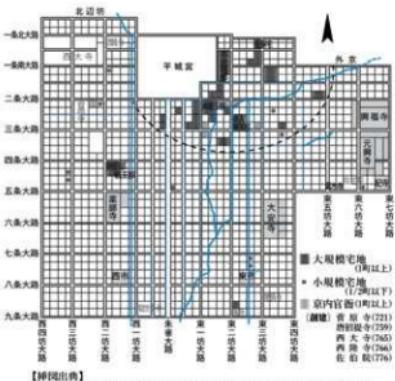


図2 平城京遷都当初の宅地配置と規模

広い宅地が与えられるのか(館野和己)、長屋王は從3位にもかかわらず、なぜ宮南方の一等地が与えられたのか(近江俊秀)、などだ。容易に解答が得られず、未解決のままだ。

平安京では、宮の周辺には、貴族の邸宅ばかりではなく、造営関係官衙の官衙町(諸官衙に配される現業機関)や宿所町といった諸司厨町が所在する。また、平安京では「四行八門制」が成立し、1/32町が宅地の基本単位となる。平城京の宅地事情が固定的で不变なものではなく、変化していく流動的なものであったと考えなければ、両京の歴史的な連繋を見失いかねない。

おわりに

事象の傾向はたしかに把握されつつも、すべての現象を説明しうるほどに盤石な定説を構築することはむずかしい。蓄積された膨大な情報を探し、読み解く作業は、これからもつづきそうだ。



和田 一之輔 (わだ・かずのすけ)

都城発掘調査部 主任研究員

1978年 愛知県生まれ

2004年 大阪大学大学院文学研究科修了

2005年 奈良文化財研究所研究員に採用

2019年 現職

現在の専門は、日本考古学

平城宮に勤める人びと —役人の一日と出世—

都城發掘調査部 主任研究員 桑田 訓也

はじめに

平城宮は、天皇の住まいであると同時に、国家を支える役人たちが働く場所であった。今の皇居と霞ヶ閣を合わせたような空間と称される所以である。

ここでは、平城宮に勤める役人たちについて、その全体像を概観したのち、彼らの一日と出世に焦点をあてて紹介したい。

1. 平城宮に勤める人びと

平城宮の役所 平城宮には、どのような役所があったのだろうか。当時の役所とその職務内容は、法律によって定められていた(図1)。ただし、役所の数や種類は奈良時代を通じて固定していたわけではなく

く、その時々の事情にしたがって新設や統廃合があり、名稱の変更も行われた。

それぞれの役所が平城宮のどこにあったのかについては、発掘調査の進んだ今でも、わからない部分が多い(図2)。藤原宮や平安宮の例からみると、役所のすべてが平城宮の中にあったわけではなく、大學寮など一部は宮の外、すなわち平城京に置かれたとみられる。

役人の数 平城宮には、どのくらいの数の役人がいたのだろうか。役人の定員もまた、法律によって定められていた。それによると、五位以上の貴族官人が約100人、中級官人（六位以下の常勤職員）が650人余り、下級官人（非常勤職員）が7,700人余り。新設



図1 律令官制と職掌

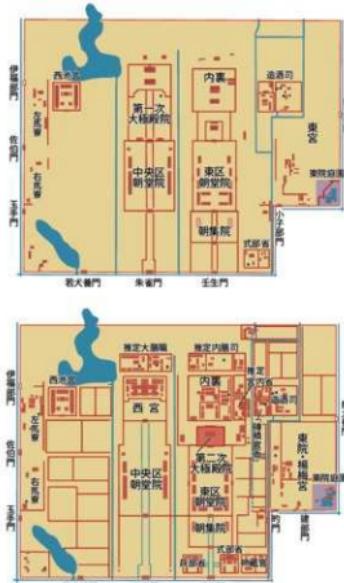


図2 奈良時代前半（上）と後半（下）の平城宮

された役所の人員等も勘案すると、1万人近くに及ぶとみられる。これもまた時々の事情にしたがって増減があったが、大きくなれば変わらない。

単身赴任者 平城宮に勤めるのは、平城京やその周辺に住んでいる人びとだけではなく、一種の税負担として、各地から単身赴任でやってくる人びとがいた。平安宮の例によれば、彼らは京内の特定のエリアにまとまって住んでいたらしい。

代表的なのは、仕丁と衛士である。仕丁は、5戸ごとに男性2人が徵發され、平城宮の各役所に配属されて雑用に従事した。2人のうち1人は炊事担当という建前だったが、実際には2人とも力仕事に使われる傾向にあったらしい。当時の郷数から単純計算すると約8,000人になる。ほかに女性も国ごとに数名が差點され（女丁）、縫製・春米などの作業に従事していた。

衛士は、諸国の軍団兵士から交代で平城宮の警備にやってくる人びとである。兵士は、成年男性3人に1人、およそ1戸から1人徵發され、近隣の軍團で年間60日の訓練を受けた。その中から選抜された者が、平城宮や北部九州（防人）に配属されたのである。奈良時代の衛士の定員は不明だが、平安時代初頭には1,600人であったことが知られる。

以上の点などから、仕丁・衛士は合わせて1万人程度といったと推定されている。仕丁・衛士とも養老6年（722）に3年で交替することになったが、年限をこえて勤続することもあったらしい。

ほかに、地方の有力者である郡司の子弟のうち、弓馬に優れた者が兵衛として宮城の警護にあたり、容貌端正な女性が采女として後宮に勤務していた。

2. 役人の一日

役人たちの働きぶりは、どのようなものだったのだろうか。まずは、一日という時間軸に沿ってみてみよう。その後で休暇や給与について述べたい。

出勤 役人の朝は早い。日の出のおよそ20分前に平城宮の諸門が開かれる。その後1時間ほどして、大極殿・朝堂院の門が開かれる。夏至で午前5時半頃、冬至では7時50分頃になる。役人たちはその前に、平城宮に出勤しなければならなかった。もし平城京の南辺付近に住んでいた場合、宮から3km以上離れているから、歩いて1時間はかかる。日の出前に支度を済ませて家を出る必要があつただろう。



図3 常食を請求した木簡（右）
と宿直担当者の名を報告した木簡（左） 原寸の50%

出勤すると役人たちは朝集院に集まり、その後、東区朝堂院で政務を行なう（図2）。これが終わるのは閉門からおよそ4時間後である。

朝堂院での政務を終えた後、役人たちは各々が所属する役所（曹司）に移って仕事をした。もし業務がなければ、帰宅することもできた。平城宮は、日没になると諸門が閉じられるから（冬至で午後5時頃、夏至で7時20分頃）、役人たちはそれまでに退勤したとみられる。閉門後、翌朝に門が開くまで、原則として夜間の京内は通行禁止であった。一方で、法律上は、夜役所に泊まる「宿」が想定されており、宿直の担当者を報告した木簡も見つかっている（図3）。

勤務にあたっては、国から食事が支給された。朝と夕の2回が基本で（常食）、仕事によっては、これに加えて昼食（間食）が支給されることもあった。

役人の出勤も「朝」「夕」「夜」という区分で把握されていた。一般的の役人の勤務は「朝」「夕」で、「夜」に仕事をするのは、主に兵衛・衛士などの警備担当

者である。

休暇 役人たちには、当然休みの日もあった。現代の私たちは、一般的に月曜から金曜までの5日間働き、土曜・日曜の2日間休む。これに対し、奈良時代の役人は、6日ごとに1日休む決まりになっていた。5日間働き、その次の日に休むのである。当時の暦では、1カ月は30日または29日で、具体的には、6・12・18・24・30日(1カ月が29日の場合は29日)が休日であった。ただし、天皇の身の回りの世話をする役所や衛府(警備関係者)は、任意の日に交替で月に5日休みを取ることになっていた。確かに、警備関係者までが一齊に休みをとるわけにはいかない。

臨時の休暇 としては、定省(常勤職員の父母が畿外に住んでいる場合、3年に1回30日帰省)・田坂(5月と8月、田植えと稲刈りの時期に各15日)などがあった。喪坂(身内に不幸があったときの忌引き)もあった。

正倉院文書には、役人たちが休暇を申請した際の書類が残っており、休暇を取得した理由を知ることができる。自身の体調不良や親族の病気といった理由が多いが、中には洗濯や祭祀のためというものもあり、当時の役人たちの生活を垣間見る格好の史料となっている。

給与 役人たちの給料日はいつで、どのくらいの給与をもらっていたのだろうか? 最も基本的な給与は、年2回、2月と8月(平安時代には22・23日)に支給される季禄である。2月には綿(紡織物)・綿(蚕の糞からとった真綿)・布(麻布)・錫が現物支給される。

8月は、綿を糸に、錫を鉄に代える。支給額は法律で定められており、官職の相当位階(本人の位階ではない)によって差が設けられていた(図4)。複数の官職を兼任している場合は、支給額の高いほうに従う(両取りにはならない)。なお、支給の前提として、勤務日数が半年につき120日以上という条件があった。当時は年360日が標準であるから、半年で180日。概ね3分の2出勤していれば、給料がもらえる格好になる。

支給にあたっては、少なくとも五位以下の役人は、大蔵省に現物を受け取りに行つた。ただ受け取りに行くだけではなく、積み上げられた禄を前に役人たちが整列して、天皇の言葉が読み上げられるのを聞くという儀式であった。大蔵省で行うのは、季禄の財源が諸国から運ばれた調や庸であり、それらが大蔵省のクラに収納されていたからである。

五位以上の貴族には、他にもさまざまな給付があった。その最たるもののは三位以上(奈良時代には四位以上)に与えられた食封(封戸)で、戸が出す調・庸の全部と租の半分を自己の収入とすることができた。四位・五位(奈良時代には五位のみ)を対象とした位禄は、食封の代替給付の性格をもつ。また、田地も与えられた(位田)。神亀5年(728)には、都で官職に就いている五位以上に、従者の代わりに年に2回(平安時代には正月と7月の22日)錢を支給する制度(馬料)が創設されている。

このほか、劇務の官職を選んで、月ごとに錢を支給する制度(要劇料)などがあった。

3. 役人の出世

日々の仕事を地道にこなしながら、一定の年月を経ると、昇進の機会が巡ってくる。ここでは役人の世界を、もう少し長い時間軸で見てみよう。

位階と官職 日本古代には、位階と官職という、2つの身分標識があった。位階は、正一位から少初位下までの30階。一定以上の官職には、それに就くにふさわしい目安となる位階が設定されていた(官位相当制)。役人は、勤務実績を積み重ねると位階が上がり、それにともなって、より上級の官職に就くようになる。なお、位階をもつことができる者は、21歳以上(歿のある者)もしくは25歳以上(ない者)である。

勤務評価 基本となる勤務評価は1年単位で行われた。これを「考」という。勤務評価を得るには、まず

| 位階 (戸) | 位俸(年一回) | | | | 位田 | 役人 (戸) | 賃人 (人) | 禄(年2回、表は庚のもの、8月 分は庚の間に、錫が鉄に換へる) | | | |
|-----------|---------|----|----|-----|----|-----------|-----------|------------------------------------|-----|-----|---|
| | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 | | | | 戸 | 戸 | 戸 | 戸 |
| 正一位 | 300 | | | | 80 | 100 | 30 | 30 | 100 | 140 | |
| 從一位 | 250 | | | | 74 | 100 | 30 | 30 | 100 | 140 | |
| 正二位 | 200 | | | | 60 | 80 | 20 | 20 | 60 | 100 | |
| 從二位 | 170 | | | | 54 | 80 | 20 | 20 | 60 | 100 | |
| 正三位 | 130 | | | | 40 | 60 | 14 | 14 | 42 | 80 | |
| 從三位 | 160 | | | | 34 | 60 | 12 | 12 | 36 | 60 | |
| 正四位 | 10 | 10 | 50 | 360 | 24 | 40 | 8 | 8 | 22 | 40 | |
| 從四位 | 8 | 8 | 43 | 300 | 20 | 35 | 7 | 7 | 16 | 30 | |
| 正五位 | 6 | 6 | 36 | 230 | 12 | 25 | 5 | 5 | 12 | 20 | |
| 從五位 | 4 | 4 | 29 | 180 | 8 | 20 | 4 | 4 | 10 | 20 | |
| 正六位 | | | | | | | 3 | 3 | 5 | 15 | |
| 從六位 | | | | | | | 3 | 3 | 4 | 15 | |
| 正七位 | | | | | | | 2 | 2 | 4 | 15 | |
| 從七位 | | | | | | | 2 | 2 | 3 | 15 | |
| 正八位 | | | | | | | 1 | 1 | 3 | 10 | |
| 從八位 | | | | | | | 1 | 1 | 2 | 10 | |
| 大御位 | | | | | | | 1 | 1 | 2 | 5 | |
| 少御位 | | | | | | | | | | | |

図4 役人の位階と給与

一定日数の出勤が条件であった。出勤日数が足りないと、そもそも評価の対象にされない。評価の基準は法律で決まっており、「善」(役人としての徳目)と「最」(官職ごとの目標)という。いくつクリアしているかによって、長上官(常勤職員)は上上から下下までの9段階で、番上官(非常勤職員)などは3段階で評価がつけられた。

所定の年数「考」を重ねると、位階昇進の機会が得られた。もともと長上官は6年、番上官は8年だったが、長すぎるということで、平城京の時代には、長上官が4年、番上官が6年になっていた。位階が何階上がるかは、これも法律に当たっては機械的に決まる。例えば、6年「中中」だと1階上がる。

ただし、これは六位以下の役人についての計算法で、五位以上の貴族には適用されない。奈良時代においては、貴族の昇進の機会は六位以下と同じ間隔で巡ってきたが、どの位階を授けるかは、その時々の判断によったと考えられている。

勤務と評価の実態 制度的には以上のような設計になっているが、実態としてはどうだったのだろうか。興味深い研究成果を2つ紹介しておきたい。

1つは、役人の勤務日数について。平城宮跡からは勤務評定に使われた木簡やその削屑が数多く出土している。1人1枚の個人カードになっており、順番を並べ替えて紐で固定できるよう、側面に穿孔があるのが特徴である(図5)。その記載内容を調べてみると、奈良時代前半では、必要最低限の勤務日数で済ませていた人びとが最も多く、奈良時代後半では、下級官人のうち半数が、その年の勤務評価を得るには日数が不足していたことが明らかになった。

もう1つは、評価の厳格さについて。奈良時代前半は、毎年の勤務評価で実態に即した判断が下され、結果的に厳しい評価が与えられる場合があった。これに対し、奈良時代後半以降になると、長上官は「中



図5 勤務評定の木簡とその側面(原寸の25%)

上」、番上官は「上」で固定するようになる。

おわりに

以上、平城宮に勤めていた人びとについて、その一日と出世に焦点をあてて紹介してきた。彼らが平城宮に勤めていたのは、1300年も昔のことだが、さまざまな点で、現代の私たちと比べることができる。

役人というと堅苦しい感じがあるかもしれないが、少しでも身近に感じていただけたなら幸いである。

図版出典

図1 渡辺見宏『平城京と木簡の世紀』講談社、2001年、53頁。
図4 「飛鳥・藤原京展」朝日新聞社、2002年、145頁。

桑田 調也(くわた・くにや)

都城発掘調査部 主任研究員
1978年 大阪府生まれ
2002年 京都大学文学部卒業
2007年 京都大学大学院文学研究科博士後期課程研究指導認定退学
2009年 奈良文化財研究所 研究員
2017年 現職
現在の専門分野は、日本古代史



平城京の暮らし—娯楽と遊戲—

都城発掘調査部 主任研究員 小田 裕樹

はじめに

平城宮・京には天皇・貴族・官人・庶民と多様な人々が暮らしていた。彼らも現代の私たちと同様、仕事の合間に食事をし、体を休め、時には娯楽や遊戲に興じることもあっただろう。では、そのような平城京の人々の娯楽や遊戲とは、いったいどのようなものだったのだろうか？

本発表では平城宮・京跡出土の遊戲具を中心に、平城京の暮らしの一側面について紹介したい。

1. 奈良時代の娯楽と遊戲

『統日本紀』や『万葉集』をみると天皇や貴族が儀式や宴の場で歌舞や音楽を楽しんでいたこと、囲碁や双六などの遊戲に興じていたことがわかる。また、正倉院宝物のなかには精巧な楽器や伎楽面、囲碁盤や双六盤などが伝わっており、華やかな奈良時代の娯楽・遊戲の一端を知ることができる。

ただし、正倉院宝物は聖武天皇や貴族という当時の上位階層の人々の娯楽・遊戲具といえ、下級官人や庶民が同じ道具を用いていたわけではない。平城京に暮らす人々の娯楽や遊戲の全体像を知るために

は、発掘調査で出土する考古資料に注目し、その実態をあきらかにする必要がある。

2. 平城宮・京跡出土の遊戲具

平城宮・京跡から出土する遊戲具には、賽子（サイコロ）（図1）や碁石、独楽・木トンボ（図2）などがある。特に六面体の賽子は、現代のサイコロのように反対側の面どうしの目の数の和が7にならないものもあり、古い賽子の特徴とみられる。また正倉院宝物の賽子（双六頭）が象牙製の舶来品であるのに対し、平城宮・京跡から出土する賽子は木製である。これは身近で手に入りやすい材料を用いて遊んでいたと考えられる。

これらの出土遊戲具は、現代の遊戲具と形態的に似たものであり、その遊び方についても類推が可能である。一方、現代日本では忘れられた遊びもあった。このなかには、奈良時代以前から日本と関係の深い中国・朝鮮半島の遊戲・遊戲具との比較や文献資料の記述など、様々な手がかりを考えあわせることで復元できる遊びもある。



図1 平城京出土のサイコロ



図2 平城宮・京出土の独楽と木トンボ

3. 盤上遊戯「かりうち」の復元

列点記号を刻した土器 平城京二条大路上に掘られた奈良時代中ごろの溝SD5100から出土した土器の一つに、内面に列点記号と「出」の文字を刻した土師器がある（図3・4）。発表者は、この列点記号と同一の配列の記号を刻点で記した縄が秋田城跡から出土していることに気づいた。さらに、同一の記号が平城宮跡のほか三重県斎宮跡、新潟県八幡林官衙遺跡、岩手県柳之御所遺跡から出土した土器や木皿、折敷にも記されていることが判明し、この列点記号の意味をあきらかにするべく検討をおこなった。

この記号は、①列点により円を描き、外周を分割する複数の起点と中心点との間を放射状の列点により結ぶ、②放射状の列点の起点となる外周上の点と、次の起点との間が4点となる（5点目で次の起点に至る）配列を基本とする。この記号は円を6分割するタイプと4分割するタイプの2つの類型に分けることができ、SD5100出土例をはじめ奈良時代の例は6分割タイプで、12世紀代の柳之御所遺跡例は4分割タイプである。このことから、6分割タイプから4分割タイプへ変化したと考えられる。

そして、この列点記号の配列が現代韓国のユンノリという遊戯の盤面と共通することが注目される。ユンノリと『万葉集』 ユンノリ（夷旨）は双六に似た韓国の大盤上遊戯である（図5）。朝鮮半島では正月などにおこなわれる伝統的な遊戯として広く普及している。ユンノリの最大の特徴は、六面体のサイコロではなく、かまほこ形の断面形状を呈する4本の棒

（ユッ（矣））（図6）を使用することである。

ユンノリは『万葉集』研究者を中心に以前から注目されていた。『万葉集』には「一伏三起」、「一伏三向」、「三伏一向」など4本の棒の組み合わせとみられる用字と言葉遊びがあり、これがユンノリに関連すると考えられていた（表1）。また、「かり」と読ませる「切木四」、「折木四」の用字もユンノリの4本の棒と関連すると考えられている。『万葉集』研究者の間では、ユンノリと似た遊戯が奈良時代の日本にも存在し、言葉遊びに使われるほど普及していたと考えられている。また、『倭名類聚抄』には「榜蒲…和名加利宇智」という遊戯の記載があり、これを「切木四」、「折木四」の「かり」と関連するとみて、この遊戯の名前は「榜蒲」と考えられている。

列点記号と盤上遊戯「かりうち」 現代韓国のユンノリ盤面は四角形が多いが、かつての盤面は円形であった。これは柳之御所遺跡出土折敷に刻された4分割タイプの記号と全く同じである。

先に整理した列点記号の変化をふまえると、朝鮮半島に古い6分割タイプの列点記号の存在を仮定することにより、ユンノリ盤面と列点記号との関係を説明することができる。すなわち、奈良時代において6分割タイプの盤面を用いる遊戯が普及しており、これは盤面・遊戯具・遊戯法も含めて朝鮮半島に由来するもので、「かりうち」と呼ばれていた。朝鮮半島では、6分割タイプの盤面が4分割タイプの盤面へと変化し、現代でも遊ばれているものと推測される。また、日本では12世紀代に4分割タイプの盤面が存在



図3 平城京SD5100出土土師器



図4 平城京SD5100出土土師器内面の列点記号



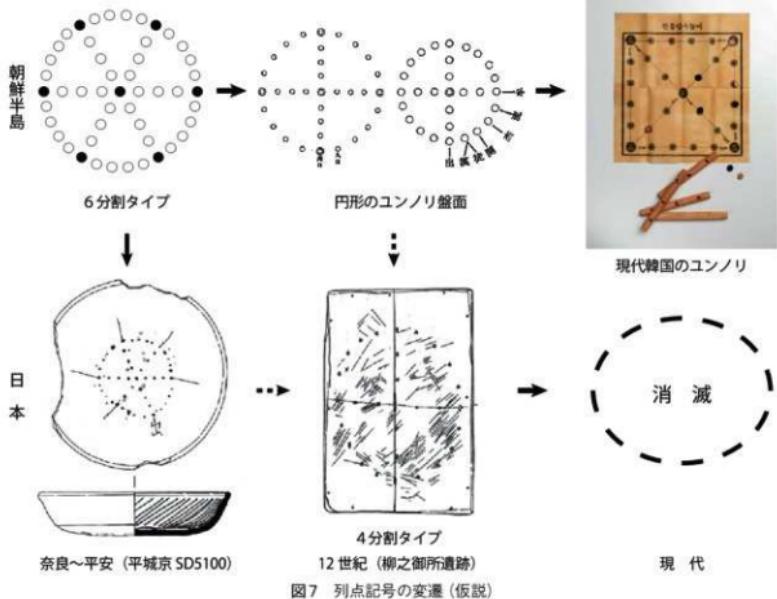
図5 韓国の教科書に載るユンノリ
(劉卿美2005「ユンノリのさいころについて」『遊戯史研究』第17号)



図6 4本の棒(ユッ)

表1 ユンノリの棒の組み合わせと万葉集の表記
(垣見修司2011「[万葉集]と古代の遊戯」「唐物と東アジア」アジア学147をもとに作成)

| 棒の組み合わせ | 駒の進行(マス) | 韓国での呼び方、漢字表記 | 「万葉集」の表記 | 「万葉集」の訓み |
|-----------|----------|--------------|-----------|----------|
| □ ● ● ● □ | 1 | ト(左)、徒・豚 | 三伏一向 | つく |
| □ □ ● ● □ | 2 | ケ(飛)、開・犬 | | |
| □ □ □ □ □ | 3 | コル(召)、杰・鶴・鳥 | 一伏三起・一伏三向 | ころ |
| □ □ □ □ □ | 4 | ユッ(後)、流・牛 | | |
| ● ● ● ● ● | 5 | モッ(豆)、牟・馬 | 諸伏 | まにまに? |



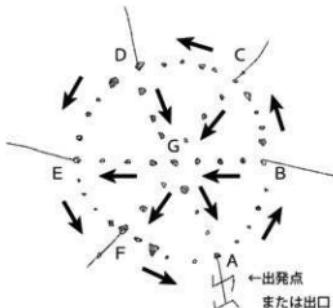


図8 「かりうち」遊戯方法の復元

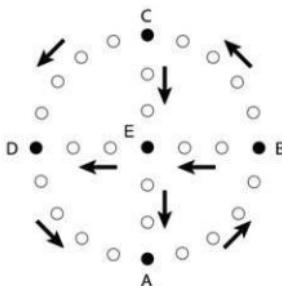


図9 ユンノリの駒の進行

していたが、現代までは伝わらず、途絶えたものと考えられる（図7）。

遊戯方法の復元 以上のように列点記号を「かりうち」の盤面とみると、ユンノリを参考にして遊戯方法を復元することができる（図8）。

この遊戯は、遊戯者が一対もしくは2組に分かれ、それぞれ4個の駒を持ち、出発点（A）から4本の棒の組合せに従って盤上の駒を進めつつ、先にすべての駒がAに到達することで勝ち負けを決する遊戯と考えられる。「出」の刻書は「出発点」もしくは「出口」を意味する可能性が高い。そして、駒が起点（B・C・D・E・F）に止まると、中心方向の放射状列点を進むことができ近道となる。また、駒が中心点（G）に止まるときAの方向に進むことができる。これはユンノリの駒の進行（図9）に比べ一巡するための手数がかかり、近道に入る起点の数も多く複雑であることから、より戦略性、ゲーム性の高い遊戯であったと考えられる。

「かりうち」の特質 列点記号を記す資料は土器や木皿などすべて器物本来の用途を転用していることから、身近にあるものを使い、遊んでいたことが窺える。また、記号の配列に小さな違いがみられることか

ら、遊戯者が基本のルールを理解していれば、場の状況に応じて盤面を変化させ、難易度を加減していたと考えられる。これら2点の特質は、どちらも「遊びやすさ」に繋がる。「かりうち」は、専用の盤を描え複雑なルールを覚える必要がある囲碁や双六に比べ、より広く普及しやすい条件を備えていたと考えられる。

おわりに

平城宮・京跡から出土した遊戯具をみると、平城京に暮らす人々も多様な遊びをおこなっており、それなりに「息抜き」をしていましたようだ。天皇・貴族は精巧で華やかな道具を用いて遊ぶ一方、下級官人や庶民は木片や土器を加工・転用するなど身近な材料を簡易な方法で加工して製作した道具を使って遊んでいたと考えられる。

また、これらの遊戯・遊戯具の多くが中国・朝鮮半島に由来すると考えられることは、当時の時代背景を反映している可能性が高い。平城京に暮らす人々の娯楽や遊戯とは、現代の私たちからみると素朴かもしれないが、当時としてはかなり国際色豊かな「息抜き」だったのではないだろうか。

小田 裕樹（おだ・ゆうき）

都城発掘調査部 主任研究員

1981年 福岡県生まれ

2003年 九州大学文学部卒業

2005年 九州大学大学院比較社会文化学府修士課程修了

同年 奈良文化財研究所 研究員

2020年 現職

現在の専門分野は、飛鳥・奈良時代の考古学



平城京の食生活—食材と料理—

都城発掘調査部 主任研究員 森川 実

はじめに

和食のルーツを探る 現代の和食へと続く食文化の歴史の中、古代の食事文化はいかなる役割を果たしたのであろうか。そのなかのどの要素が残り、またどの要素が淘汰されたかを考えるなかで、日本の食事文化の固有性が浮き彫りになるはずである。2013年には和食がユネスコ無形文化遺産に登録されたが^①、古代の食事文化はその基層をなしているといえるであろう。そこで和食のルーツを探るのが目的とでもいえば、筆者の古代食研究はどうにか格好がつくというものである。

奈良時代は如上の問題を考える上で、じつに資料が豊富である。平城宮・京からはさまざまな食材に関する木簡が多数出土しているし、「正倉院文書」からうかがえる写經所の食生活もリアルで興味深い。そこに登場するさまざまな食材は、多くが現代日本人にとっても身近なものである。しかしそれでいて、奈良時代の食事文化は想像以上にアジア的であって、現代日本人の感覚では想像しづらい部分もある。本論では、奈良時代の食習慣を①現代日本の食事文化に通じる要素と、②古代のうちに失われた食習慣とに区別して話を進みたい。

1. 現代日本の食事文化に通じる要素

環境的要素としての食材 古代の食生活を考える上で、平城宮・京出土木簡は重要な史料である。木簡に見える食材名を枚挙してゆくと、古代から現代にいたる食の連続性や同質性が、否応なしにクローズアップされてゆくこととなる。日本列島を取り巻く自然環境が、有史以来大きくは変化していないことを思えば、このような帰結にいたるのは当然である。例えば、カツオが駿河国や伊豆国の特産であることは、現代日本人の社会科の知識に照らしても、まったく違和感がないはずである。以下、木簡や「正倉院文書」などに見えるさまざまな食材を簡単に紹介し、日本人

の食を取り巻く環境的因素が概ね不变であることを確認しておきたい。

主食はコメ 主食と呼べる穀物があることは、東アジアの文化圏にあっては当たり前のことであるが、世界のなかではやや特殊な状況である。例えば欧米には、主食という概念がない。しかし、コメを主食とする日本の食習慣は、間違なく古代へと遡るのである。

粗糲としての米はさておき、奈良時代の人びとはコメをどのように食しただろうか。天平11年(739)頃の写經所における待遇改善の上申書案(「写經司解案」、大日古24-116~118)からは、「黒米」つまり玄米に不平を陳べる装潢や校生が居たことがわかる。やはり玄米よりも白米のほうが上等であったとみえる。しかしあれにしても、その炊き方は現代と同じく炊き干し法であったと考えておこう。関根真隆によれば、コメは炊き具合で粥と離があり、後者が現在の飯に近いとされる。平城宮では、「右兵粥塙」「兵衛粥」と書かれた須恵器塙が出土している。これは文字どおり、粥を啜るために食器であったか。

麺を食べる写經生 最近筆者は、平城宮・京で出土した「麦」字墨書須恵器が、「麦」すなわち麺類の食器であった可能性を指摘した^②。金剛般若經一千巻写經事業および千手千眼經ほか一千四百巻写經事業(天平宝字2年(758)6~8月)のとき、7月24日付で請求された「麦塙」という器種が、「麦」字墨書須恵器(図1)であることを論証したのである。大口径の須恵器塙は、麺類を食するときにも用いられたとみえる。これに関連して興味深いのは、東大寺写經所が「麦」と索餅を大量に消費していたことと、その索餅が干麦(乾麺)として、平城京の市場で購入できることである。

索餅といえば揚げ菓子の一種を想起する説が根強いが、東大寺写經所(および後進の奉写一切経所)では、「索餅餡料」として醤、末醤、酢などを消費して



図1 平城宮・京出土の須恵器「麦焼」



図2 「醤酢の歌」に詠まれたタイの膾（再現）

おり、または「索餅筋料」として、折々に薪を購入してもいるから、この説は当たらない。石毛直道や奥村彪生の研究³⁾によれば、索餅は古代の手延べ麺であり、こんにちの素麺やひやむぎに近いものであったと推定できる。奈良時代には、ほかにも「麦糰」と呼ばれる食品があったが、それも索餅に類する麺類の呼び名であったと思われる。

さかんな海藻食 海藻食もまた、古代からさかんであった。島国ならではの環境的要素といえよう。紙数の都合からその種類だけを述べると、平城宮・京出土木簡に見えているのは海藻、滑海藻、若海藻、伊支須、凝海藻、乃利、赤乃利、青乃利、布乃利、奈乃利毛などがある。これらは調物として平城京に運ばれ、斤で数えることが多い。おそらく乾物であったのであろう。

天平勝宝3年(751)の東大寺写經所では、経師・装潢へは大豆・小豆・小麦(麺類か)・糯米とともに末滑海藻・布乃利・心太・伊岐須が支給されている。その支給量は到底1日で消費し切れないほど多いが、副食材として海藻類が重要であったことを伝えている。

木簡にみえる魚介類 平城宮・京出土木簡には、各國から運ばれたさまざまな魚介類の名前が見える。例えば、堅魚は煮堅魚や荒(底)堅魚として、駿河や伊豆から運ばれたものが多い。佐米は楚割という干物で、鯛も楚割や脂に加工されてみやこに運ばれた。年魚は塩年魚や鮓年魚・押年魚に、鰯は背割や脂という丸干に加工してある。ほかにも鮭、鯖、阿遼、伊和志、須鰯などを見る。鮭が「鮮鮭」として運ばれた例以外は、多くが塩漬や脂、干物に加工した状態で保存されていた。魚介類が塩干物やナレズシ

として運京されたのは、その鮮度を維持することが當時困難であったからである。

生食の習慣 ところが古代の人びとも、じつはお刺身が大好きであった。ただし、当時は今のお刺身のようなブロック状ではなく、細く薄く切りそろえた絲状の切り身であった。これを膾または鮓といい、古代中国では春秋の頃には食されていた(『論語』郷党第十に膾の食べ方が見える)。それらをカラシやショウガなどの辛味を利かせた醤酢で食したのである。そしてこの食習慣は、古代の日本へも当然もたらされた。持統朝の人・長忌寸意吉麻呂が製した「醤酢の歌」(醤酢尔 蒜都伎合而 銅願 吾尔勿所見 水葱乃煮物、万葉集第3829番歌)において、彼はタイの膾をニンニク醤油で食べたいと訴えており(図2)、この中国的な食習慣が、古代日本の宫廷料理にそのまま伝わっていることを教えている。

奈良時代における生食の習慣は、ある史料に思いかねないかたちで現れてくる。天平9年(737)の疫瘡大発(天然痘の大流行)に際して、典薬寮がその治療法を示したとき(『典薬寮勅申 疫瘡治方事』)、「傷寒後禁食」として「又勿食肥魚膾魚鱈、生魚類、鯉鮎蝦蛆鯪鰐年魚鱈、令泄病不復救」と魚の生食を禁じている。古代の人びとは、これらを生で食していたようである。「典薬寮勅申」は中国伝来のある医書に依拠しているとのことなので、ある程度は割引いて考えねばならないが、それでも生食の習慣が、天平年間に広く定着していたことは確かである。

なお、生食とは腐りやすい肉や魚を加熱せず、文字どおり生のまま食することであるから、もっとも原始的な食べ方のように見えるが、古代の東アジアにおいては一定の工業的・文化的な水準を満たした文明国

の食習慣なのであった。膾は現代日本の刺身・お造りに通じる料理であるが、そのルーツはむろん古代の中国にあり、古代日本の発明ではないのである。

肉食の習慣 現代人ほどではないが、古代の日本人も獸肉は食べていた。例えば『日本靈異記』に、攝津国東生郡撫四村の富者が漢神祭祀をおこなうため毎年1頭の牛を屠り、7年続けたところで病を得て冥界をさまよった説話がある。彼は閻羅王の前で、7人の獄卒(屠殺された牛たち)から厳しく断罪されるのであるが、彼らは膾机と少刀とを用意しており、自分たちが殺されたときのように富者を膾にして食べてやる、と息巻いたのであった⁹。つまり撫四村の富者は、牛肉を膾にして、生のまま食していたのである。

平城宮・京出土木簡には「鹿宍」「鹿干宍」が見え、宮町遺跡(滋賀県)出土木簡には「猪干宍」と記したものがある。しかしこれら獸肉とその加工品は、魚介類に比べると種類が少ないうえに、その件数も著しく少ない。肉食の低調を思わせるひとつの事実であろう。なお木簡からは、牛馬の肉食はうかがえないようである。これは奈良時代に何度か發せられた殺生・屠殺や肉食の禁止令により、殺牛馬とその肉食がしばしば禁じられていたからであろうが、撫四村の富者のように、その肉食を好む者も居たのである。

醤と末醤 東アジアでは、豆や穀類に塩と麹菌をくわえて発酵させた調味料が古くから発達した。古代日本の醤や末醤もその仲間である。これら調味料のうま味成分はアミノ酸であり、東アジア世界における食味の基礎といってよい。

奈良時代の醤と末醤は、それぞれどのようなものであったか。醤には荒醤、滓醤、醤滓などがあったが、一説によれば醤は「奉写一切經所告朔解」(宝亀2年(771))に「得作汁」、荒醤は「奉写一切經所解案」(神護景雲4年(770))に「得垂汁」とあるから、いずれも液状の調味料であったという¹⁰。また、滓醤は「もろみ」にあたるとも言われる。末醤は別に未醤とも書かれるように、こんにちの味噌に通じるものである。醤と末醤のちがいについて、なおわからないこともあるが、奈良時代にはすでに、食味の土台をつくる基本調味料であった。天平勝宝3年(751)頃の東大寺写經所では、經師らに醤・末醤・酢と塩を支給している(「校生勘出法并經師以下食法」、大日古11-485 ~ 489)。日々の食事のなかで、これら調味料を適宜

用いて味付けしていたのであろう。

2. 失われた食習慣と食事文化

前章では古代日本の食習慣のうち、現代日本における食事文化の基層をなす部分について述べた。ところがこれとは正反対に、古代にはさかんであったが、その後受け継がれなかった食習慣や、今となっては想像しがたい食材や料理はいくつかある。しかし紙数の都合から、ここでは古代における香辛料の利用について触れ、どうしてこれらが根付かなかったかを考えたい。

古代のスパイスとハーブ 現代アジア諸国の食文化と比較するとき、日本の食事文化でどうしても貧弱なのがスパイスとハーブ(香辛料)である。『魏志』倭人伝によれば、倭国には「薑・橘・樹・蘘荷あるも、以て滋味となすを知らず」とあるように、その利用はもともと低调であった。香辛料への無関心は、たいていが素材の風味をできるだけ活かすという、日本人自らの食に対する自意識と結託して、何となく受け入れやすい話になりがちである。ところが、これとは別の見方も一応可能である。すなわちなぜ、日本人は香辛料を上手に活用できないのだろうか?

面白半分で書いているようで、筆者はいま重要な指摘をしている。奈良時代前後の食事文化には、辛味や香味への創造的適応を果たす可能性がなかったとはいえない。そこではカラシ・サンショウ・ショウガ・ニンニクはいうにおよばず、「延喜式」によれば胡荽(コリアンダー; その葉がいわゆる「バクチー」である)の栽培までおこなっていたからである。しかし現代の和食へと続く古代日本の食文化は、どういうわけかスパイスやハーブを多用しない方向へと特殊な進化を遂げ、中国や韓国、東南アジアのように、香辛料を多用する食事文化とは一線を画するようになったのである。

葷辛類と陶臼 ここで古代における葷辛類(独特の辛味・香味をそなえた植物の葉や種実)の衰退を暗示する器物を紹介しよう。それは古代の陶臼である。現代の考古学者は「須恵器擂鉢(すり鉢)」「須恵器捏鉢」などと呼んでいる。その見本として、平城京で出土した須恵器臼を掲げておこう(図3)。筆者独自の考定によれば、それはショウガ・ニンニクを含む各種葷辛類を搗きこなすのに用いられたのであった¹¹。醤

酢の歌にいう「蒜搗き合てて……」とは、台所臼でニンニクを搗きこなすことを指している。こうしてできた「蒜泥」を醤や酢で溶いたものが「蒜蓋」「搗蓋」である。その製法は北魏代の農書『齊民要術』に見えるうえ、奈良時代の「職員令義解」大宰府主厨条にも「童者……即令調和醤醋蒜蓋之類是也」とあり、両者はその製法において同一物である。さらには『和名類聚抄』にも「四声字苑云童 即皆反訓安不一云阿倍毛乃 捣蓋蒜以醋和之」と載っていて、「蓋」の訓が「阿倍毛乃」であったことがわかる。そしてこれらは、『延喜式』内膳式の年料条に登場する「童物」に通じ、これを製するためには陶臼を必要としたらしい。やや迂遠ながら、陶臼は「あへもの」こと蒜蓋の調理器具であったわけで、醤酢の歌に詠まれた古代の食習慣と結びつくのである。

陶臼の用途は実際多岐に及んだであろうが、現代アジアにおける台所臼の使用法も考慮すると、葷辛類の加工がその第一であった可能性は高い。そこで筆者は、古代日本の陶臼がこのように用いられたと睨んでいるが、ここで興味深い事実を指摘しておこう。すなわち、陶臼は古墳時代に出現し、飛鳥時代から奈良時代にかけて盛行するが、平安時代になると用いられなくなる。それは9世紀後半になると激減し、遅くとも10世紀前半には消滅したのである。

食の和様化という潮流 ここまで文脈によれば、陶臼の消滅は平安時代における葷辛類利用の衰退を意味しているのではなかろうか。当時賓客しつつあった唐との往来が途切れ、食の和様化が進むなかで、中国的な食習慣が徐々に変質し、ついには大陸伝来のスパイス・ハーブの取扱選択が起きた。当然、その加工用具としての陶臼も、台所から消える運命にある。このように考えると、陶臼は古代食生活の実態を考えるうえで重要な器物なのであって、アジア的な視野に

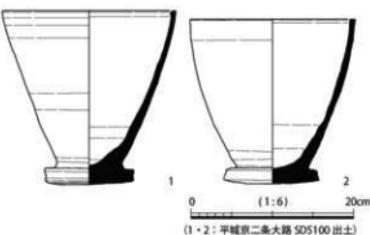


図3 古代の陶臼（須恵器臼）

よる研究が必要といえよう。

奈良時代の食事文化に関する概説としては、最後にあらぬ方向を指向したことにはなったが、古代の食事文化には現代人が容易に想像できる部分と、必ずしもそうではない部分がある。前者を現代の和食へと継承された要素というならば、後者は古くに失われた要素である。古代食事文化の解明は、この両方を対象にする必要があろう。

なお参考文献は多岐にわたるので、一部にかぎり掲出した。

註

- 1) 小川直之「ユネスコ無形文化遺産の「和食」「日本の食文化」」食事と作法、吉川弘文館、2018年。
- 2) 森川 実「麦塊と索餌—土器からみた古代の麵食考—」「奈文研論叢」第1号、2020年。
- 3) 奥村赳生「日本最古のめん、さくべい」「増補版 日本めん食文化の千三百年」、農文協、2009年。
- 4) 丸山裕美子「医心方」の世界へ—天平九年の典薈寮跡文と太政官符—」「日本古代の医療制度」(名著刊行会、1998年)。
- 5) 出雲路修校注「日本靈界記」新日本古典文学大系30、岩波書店、1996年。
- 6) 前掲註2文献。
- 7) 森川 実「古代の陶臼」「古代文化」70-3、2019年。



森川 実 (もりかわ・みのる)

都城発掘調査部 主任研究員

1974年 三重県生まれ

1997年 奈良大学文学部卒業

2004年 同志社大学院文学研究科博士課程後期課程単位取得退学

同年 奈良文化財研究所 研究員に採用

2020年 現職

専門分野は、日本考古学（古代の土器と食）

平城京の借金事情—月借錢と出拳—

都城発掘調査部 史料研究室研究員 山本 祥隆

はじめに

奈良時代の庶民や下級官人については、窮乏に漸する悲惨な姿でイメージされることが多い。地方の庶民たちは、重税を都まで自ら担いで運び納めたのち、困窮して都に留まらざるを得なかつたか、あるいは故郷に帰りつく前に行き倒れるものも多かつたと語られる。また、六位以下の下級官人たちについても、いわゆる貴族層と比べると俸給は少なく、平城宮から離れた狭い土地の粗末な家で暮らし、食事も質素なものであったと描かれる。

困窮する下級官人を象徴するものとして、正倉院

文書中の借錢関係文書がある。借金を繰り返し、時に家屋や妻子を質に入れることすらあった実状を語るこれらの文書は、なるほど下級官人たる造東大寺司写経所の写経生たちの生活実態、特にその影の部分をさまざまと映し出すように見受けられよう。

だが、このような下級官人の生活のイメージは、本当に当時の実態を正確に捉えているのだろうか？ 今回は、錢貨のみでなくイネによる出拳の制度も参照しつつ、平城京の借金事情を再考してみたい。そこからは、これまでとはやや異なった下級官人像が浮かび上がってくるだろう。

表1 丈部浜足の借錢歴
(榮原永遠男「平城京住民の生活誌」[「日本の古代9都の生態」中央公論社、1987年]より)

| | | |
|------------|---|---------------------------------|
| 51歳 3・2・25 | - | ⑩500文(質物 家地・口分田) |
| 4・18 | - | ⑩500文 |
| 6・16 | - | 金月足の借入 |
| 6月下旬頃 | - | ⑩400文 |
| %～% | - | ⑩本400文 利122文 |
| 9・7 | - | ⑩1000文(質物 布4端) |
| 9・16 | - | ⑩ 100文 |
| 11・24 | - | ⑩[本1000文 利304文 本 100文 利 46文] |
| 11・27 | - | ⑩1000文(質物 家地・口分田) |
| 12・25 | - | ⑩本1000文 利125文 |
| 52歳 4・4・7 | - | 山辺千足の借入 |
| 4・14 | - | 出雲手麻呂の借入 |
| 9・20 | - | ⑩1000文(布施時) |
| 11・5 | - | ⑩本1000文 利215文 |
| 53歳 5・4・29 | - | ⑩300文 |
| 7・5 | - | ⑩本300文 利100文 |
| 9・15 | - | ⑩600文(布施時) |
| 11・29 | - | ⑩本600文 利216文 |
| 11・30 | - | ⑩1000文 |
| ? | - | ⑩本400文 利225文 |
| 54歳 6・5・30 | - | 山部針間麻呂の借入 |
| 7・19 | - | ⑩本200文 利180文 |
| 9・20 | - | ⑩本200文 利120文 |
| 10・27 | - | ⑩本200文 利 36文 |

1. 既往のイメージ—破綻する下級官人の生活

平城京の借金事情を考える際、主軸となるのはやはり、正倉院文書中に残る100通を超える借錢関係文書群である。これらは

- (1) 宝亀年間(770～781)の奉写一切經所の月借錢解(=借錢の申込書、約100通)
- (2) それより前(天平勝宝・宝字年間、749～765)の借錢関係文書(9通)

の2群に大別され、これまでには圧倒的多数を占める(1)が主な分析対象となってきた。なお、(1)・(2)は奈良時代後半～末に集中するが、平城宮・京跡出土木簡からは、借錢が奈良時代を通じて一定程度行われていた様子がうかがわれる。

(1)にみえる月借錢の利率は月13%または15%、なんと年利換算で156%または180%の高利である。質物は布で支払われる給料(布施)が多く、ここから宝亀年間の月借錢は給料の前借りとしての性格が強かったことが指摘されている。一方、時には家地や土地(口分田)が質とされることもあり、その場合は期限内に返済される割合が高まる、との指摘もある。また、特に個人が単独で借り入れを申請する場合には保証人が置かれることも多かつた。

これほど高利で、かつ質や保証人も求められる借

金を、写経生たちは一人で何度も繰り返していた。特に有名なのは宇部浜足で、宝亀3年(772)2月～5年11月の3年足らずの間に、100文～1000文の借錢を10回も申請している(表1)。中には「若し期日を過ぎれば、妻子等を質物に成して売り」と記すものまである。しかも、写経生の布施は出来高払いで、病気などで働けなければ支払われない。さらに、奈良時代を通じて物価は上昇の一途をたどったとされ、反対に布施の支給基準額は奈良時代末になると半減したとされる。負の連鎖に陥る危険は多分に存し、それにより平城京では貧困層が拡大再生産され、彼らがもたらす情勢不安や治安の悪化に常に悩まされていた、と理解されてきたのである。

2. 銭貨出挙とイネ出挙—遅しき債務者たち

だが、他の史料にも目を向けると、違った側面も見えてくるように思われる。実は「月借錢」はほぼ(1)の文書群のみに見える用語で、古代の借錢は「出挙」と呼ばれるほうが一般的であった。律令の規定でも「出挙」の語が用いられ、(2)の中には「出挙錢」と記す文書が3通含まれる。なお、律令の条文は錢貨出挙を主、イネなど穀物による出挙を従とする構成になっているが、これは貨幣経済が十分に発達した中国・唐の規定をそのまま継承したことによる。奈良時代の日本における錢貨の流通は都城周辺などに限られ、地方社会ではイネなどが貨幣的役割を担っていた。そのため、古代の「出挙」と言えば錢よりもイネによる出挙を指すことのほうが多いかった。

種作には播種や田植え、収穫といった1年単位のサイクルが存するため、イネ出挙では春・夏に貸付がなされ、収穫後の秋・冬に返済が行われると決まっていた。また、当時のイネ出挙(特に公出挙)の利率(実質的な年利)は5割である場合が多かった。

一方、(2)の文書には「秋時を過ごさずして成して進上せん」、「八箇月の内に半倍して(=5割の利息を付して)進上せん」など、イネ出挙の影響を受けたと見られる文言が複数認められる。呼称のみでなく、錢貨出挙とイネ出挙との間には一定の共通性が存した可能性も想定できるかもしれない。すると、平城京での錢貨出挙について、地方社会でのイネ出挙のあり方を応用して考える余地もあるのではなかろうか。

イネ出挙に関して興味深いのは、返済期限前に債

務者が死亡した場合、元本・利息双方の免除が公認されていたことである。しかも、死亡した債務者とその負債額のリストである天平11年(739)備中國大税負死亡人帳という帳簿が現存している。これを分析すると、どうやら一定の操作を加えた一種の借金逃れが行われていたようである。そもそも、債務者死亡の場合は負債を免除すると規定した法律は、実はどこにも存在しない。恐らくは古くからの農業慣習の中で認められていた慣習が、奈良時代を通じて存続していたものと考えられる。債権者側には不利益にしかならない慣習が法的根拠のないまま公認されていたことになり、加えて債務者(あるいは現地の実務担当者)もそれをしたたかに活用し、利を得ていた可能性まで想定されるのである。

錢貨出挙に債務者死亡による免除が適用された証拠はないが、同様の遅しさやしたたかさは、平城京の下級官人たちも有していたのではなかろうか。

例えば、(1)のうち高向小祖月借錢解では、小祖は20日ほどで返すという条件付きで無利子での借錢を申し込んでいると読み取れるが、実際の返済は5カ月後まで遅れ、かつ利息は払っていないようである。また、(2)のうち上道真淨月借錢解や氏未詳真養月借錢解には「恩免了」「恩免」とあり、何らかの理由で負債が免除されている。月借錢を返済せず逃亡し、名を偽って石山寺の工事現場で働いていた秦乙公らは下級官人の生活破綻の実例とされるが、あるいはこれも方便で、ほとばりが冷めたら都に戻るつもりであった、またそれが受容される余地が存する社会であった、との理解も可能かもしれない。

なお、(2)には「借貸錢」「借貸」と記す文書も存在する。借貸とは無利息貸しを意味する。利息がないのだから債権者には何のメリットもなく、奈良時代のイネによる借貸は基本的に災害時の窮民救済策であった。呼称を同じくする平城京での錢貨借貸も無利子とみられ、困窮した下級官人に対する救済措置として機能した可能性も充分想定されよう。

もちろん、すべての負債が免除されることはありません。生活に苦しむ者や破産状態に追い込まれる者が存したことも確かであろう。しかし、それはどの社会でも一定程度起こりうることである。諸史料による限り、(1)の「月借錢」という用語は借錢を表すものとしてやや特殊であり、対象を広く借財一般に広

ければ、現代と同じく（あるいはより広範に）救済の措置や余地が存したとも言えるかもしれない。また、数量的に卓越する（1）の文書群も、それが遺存したのは多分に偶然によるものであり、（2）や他の史料を等閑視して下級官人のイメージを描写するのは危険であろう。少なくとも、（1）の中に返済不能に陥った事例は見られない。楽観的に過ぎるかもしれないが、下級官人たちは借金を重ねても《何とかなる》ことも多かった、と想定しておきたい。

3. 奉写一切経所での月借錢の意義

以上を念頭に置きつつ、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢の意義についても、少し視角を変えて考察を加えてみたい。

実は、宝亀年間には奉写一切経所自体が財政難に苦しんでいた可能性がある。この時期の奉写一切経所は他の写経機関から予算ごと継承した一切経書写事業を担当していたとみられるが、その予算が不足していたようである。

そのため、奉写一切経所はさまざまな費目から写経生に貸し付ける月借錢の財源を捻出し、利息収益

で予算の不足を補っていた。さらに、その財源確保のために、むしろ写経所のほうが一部の官人から錢を借り受けているともみられるのである。

一方、写経生たちは必ずしも写経所からの布施だけで生活していたのではない。口分田の班給も受けていたし、また都では下級官人であっても地元ではそれなりに勢力を有する家柄であること多かった。写経生ではないとみられるが、玉作廣長という人物が牌を質とした例もあり、月借錢の請求者に奴婢を所有できる者が存したことが知られる。

月借錢と並び写経生の生活実態をよく反映するところの史料に、請暇不参解（=休暇願）がある。このうち経師広田連清足請暇解をみると、清足は10月15日から19日までの休暇を得ていたが、期日を過ぎても無断欠勤を続け、24日に至ってようやく足の腫れを理由に10日間の療養（休暇延長）を申請してきた。が、その後も欠勤を続けたようで、実際の出勤は11月19日まで遅れた、と記されている。写経生の布施は出来高払いのため、清足はいわば自ら俸禄を放棄したことになり、生活に困っていたとは思えない。出勤すれば布施とは別にその日の食料が支給されたし、

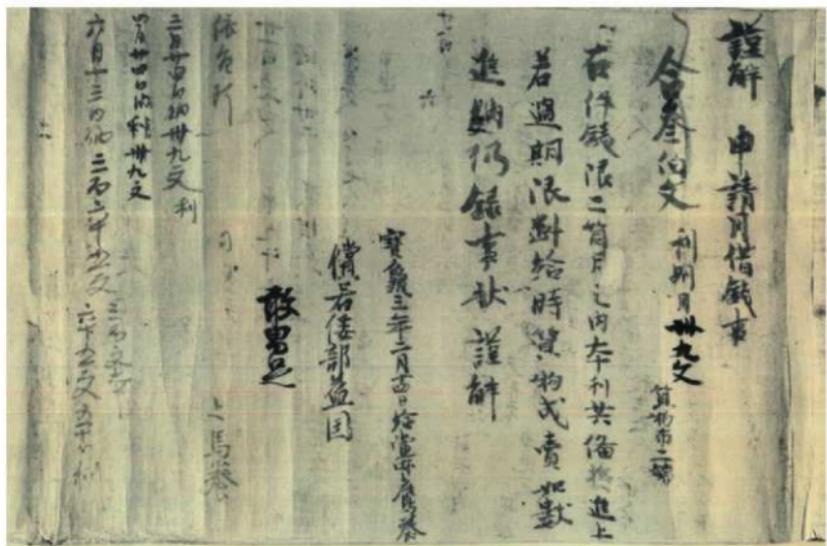


図1 宝亀3年(772)当麻鷹養月借錢解(正倉院文書続修21巻、「大日本古文書」(編年文書)6巻272頁)

他にも都における人脈の構築など、写経所への出仕には複数のメリットが存したと考えられる。彼らはそれらを天秤にかけつつ、写経所での勤務に励み、また時には欠勤していた、ともみられよう。

すると、宝亀年間の月借銭には、写経生は実質的な手取りが減る代わりに先に現金を手にすることができ、それによって写経所は予算の不足を補うるという、いわば官人と官司との相互扶助的な機能が働いていた可能性も見出しうるのではなかろうか。なお、一連の月借銭解が登場する宝亀3年(772)2月の直前の數カ月間は写経所の事業が停止しており、写経生たちは仕事がなく布施を得られない状態にあった。そのため、彼らにも布施前借りの需要が(少なくともある程度は)存したと考えられている。

ところで、正倉院文書中には、角勝麻呂という人物が何らかの過失を犯した際に代償として宴を開いて同僚たちをもてなすことを約した念書がある。この文書を詳細に分析した研究によれば、ここには写経所内部での処理により事を順便に済ませようとする、ひとつつの共同体としての官司(写経所)の秩序維持機能の発露が認められるという。宝亀年間の月借銭にも、これと類似の機能を想定できるのではなかろうか。実際、借錢を繰り返した宍部浜足は、一方で他の写経生の月借銭の保証人にもなっており、写経生たちが相互に役割を入れ替えつつ、全体として月借銭が運用されていたとも理解しうる。

このように考えてくると、月借銭の月13%または15%という高利についても、別の見方が可能となろう。前述のように(2)の出舉銭では、イネ出舉の慣行に引きずられたためか、長期の借り入れを前提とした5割の固定利息が散見する。しかし、年単位の農業サイクルに拘束されるイネ出舉と異なり、錢貨出舉は長期借用に轉れる理由はない。その点、布施が入り次第の返済というあり方は合理的で、また2~3カ月

以内に返済できれば利率はむしろ低くなる。「月」借錢という用語の定着にも、長期借用という慣行の克服に向かう兆候が認められよう。奈良時代末に近い宝亀年間の月借銭は、イネ出舉の影響に束縛される面も残っていた錢貨出舉が、錢貨の運用としてより合理的な方方に変貌を遂げた姿としても理解できるのである。またそれは、平城京における錢貨使用の成熟度合を反映したものかもしれない。

とかく下級官人の生活の悲惨さという文脈で捉えられたがちであった宝亀年間の奉写一切経所における月借銭であるが、むしろ現業官司がひとつの共同体として構成員どうしの相互扶助的働きの中で運営されていたという実態面や、錢貨の流通・使用的成熟の様子を示すものともいえるのではなかろうか。そしてそこからは、都市平城京における生活の様態や奈良時代の歴史的位置付け、あるいは8世紀中における変化の様相なども仄見えるように思われる。

おわりに

平城京の借金事情について、通説とはやや異なる見通しを提示した。イネ出舉における慣行に引きずられたがちであった錢貨出舉であるが、奈良時代末の奉写一切経所ではその影響を脱した合理的な運用がなされていたともみられ、またそれは平城京における錢貨使用の成熟度合を反映している可能性もある。また、月借銭は必ずしも生活に窮した下級官人たちが止む無く手を出した高利貸ではなく、むしろ彼らが所属する官司全体が、いわばひとつの共同体として存立していたという社会のあり様を映し出すものとも評価できるのではないかと考えた。

論証不十分な部分も多々存するが、平城京の下級官人像や奈良時代の官司運営の実態についても、これまでとは少し異なるイメージを披見したかと思う。今後のさらなる検証を期したい。

山本 祥隆(やまもと・よしたか)

都城発掘調査部 史料研究室研究員

1983年 檜木県生まれ

2006年 東京大学文学部卒業

2011年 東京大学大学院人文社会系研究科博士課程退学

同年 奈良文化財研究所 研究員(現在に至る)

現在の専門分野は、日本古代史



平城京の疫病対策 —医療・まじない・祈り—

都城発掘調査部 考古第二研究室長 神野 恵

はじめに

「あをによし ならみのやこは 咲く花のにはふが
ごとく 今盛りなり」万葉集におさめられているこの歌は、神亜5年(728)に大宰府に赴任した小野老が平城京の繁栄を詠ったものとして有名である。

この数年後の天平7年(735)、榮華をきわめる平城京に疫病蔓延の危機が迫る。大宰府管内で天然痘とみられる疫病が流行し、たくさんの死者が出たことを『続日本紀』は生々しく伝えている。翌年には一旦、収束したともみられているが、天平9年(737)4月に再度、大宰府管内で流行がはじまる、7月には平城京をはじめ畿内以東まで、日本列島は大流行の災禍にのみこまれた。

天平年間、平城京には市が置かれ、たくさんの人や物資が集まった。唐・新羅・渤海など諸外国との交流も活発であった。都市の人口増加と活発な海外交流は疫病が流行する背景として、現代社会に通じるものがある。この迫り来る疫病に、平城京の人々はどのように立ち向かったのだろうか。

1. 二条大路の濠状土坑はゴミ捨て穴

1980年代、商業施設の建設に先立っておこなわれた平城京左京二条二坊、三条二坊の発掘調査で、「長屋親王宮」と書かれた木簡が出土し、話題を呼んだ。出土した木簡などから、二条大路を挟んで、南側には長屋王の邸宅跡(のちに皇后宮職が置かれた)、北側には藤原麻呂の邸宅があったと推定されている(図3・4)。大路の路肩に沿って、濠状のゴミ捨て穴が見つかっており、ここからは、たくさんの木簡や土器、木製品などが出土した。木簡に記された年代は、天平9年(735)頃から天平10年(736)頃のものが中心で、なかには天然痘の終息を願う呪符木簡が含まれていた(図1)。これらの濠状土坑は、まさに天然痘が平城京に蔓延した時期のものだったのである。

2. 呪符木簡

SD5100 から出土した呪符木簡には、「南山のふもとに、流れる川あり。その中に一匹の大蛇あり。九つの頭を持ち、尾は一つ。唐鬼以外は食べない。朝に三千、暮れに八百。急急如律令。」といった内容が書かれていた。これとよく似た呪符が唐代の医学書『千金翼方』に記載されている。古代中国では、天然痘などの感染症は、「痺鬼」が引き起こすと考えられていた。『千金翼方』では九頭蛇が食べるのは「痺鬼」であるが、この木簡には「唐鬼」と書かれている。これは、単純に書き間違えたか、天然痘が外国から伝染したことを意識して、わざと「唐鬼」とアレンジしたものと考えられている。

SD5300 からは木箱蓋の内側に「此物能量者患道者吾成明公莫必退山陽道」と書かれた木簡も出土した。書かれた内容は、はっきりとはわかっていないが、天然痘が自分の主人に取り悪くことなく、山陽道を去って欲しいと願う呪符と考えられている。



図1 SD5100 から出土した呪符木簡

3. 奈良時代の疫病対策

『続日本紀』は、天然痘でたくさんの死者が出たこととあわせ、さまざまな対応策を講じたことを伝えている。また、これまでの発掘調査から、平城京の人々がとった疫病対策がわかってきた。そのなかには、私たちが今まさに新型コロナウィルス感染症を経験しているからこそ、気づいたこともある。ここでは、現代の疫病対策になぞらえて、奈良時代の疫病対策をみてみよう。

税の免除・食料・医薬の提供 天然痘が流行し始めると、聖武天皇は税の免除をおこない、たびたび食料や薬湯などを支給した。高齢者や僧尼、罹患者などに食料や薬湯を施した記載が何度も出てくる。しかし、天然痘の猛威は止まらず、天平9年6月には、官人の病死者が多く、中央政府は完全に機能不全に陥ったようである。この時、太政官は諸国に官符を発し、療養法を指導した。この治療法の内容は、食事に関する注意事項や薬事に関する内容である。食事については、粥や汁などを作り、魚肉および野菜の摂取を禁じ、水・水・酒の飲用を戒め、油物を控えるように記されている。薬物治療については、大黄・青木香・黄蓮を煎じて服用せよといったことが記されて

いる。これらの薬は、正倉院にも納められているが、当時はとても高価なものだったと考えられ、実質的には、一部の高貴な人々にしか処方することができなかつたのではないだろうか。

神仏への祈禱・読經 諸寺には読經を命じ、神社には幣を奉ることを命じた。古代の人々にとって、「祈り」と「医療」は、現代人が想像するよりも、はるかに近いものであった。古代の人々は病気の原因は穢れであると信じていたので、身代わりとなる人形に穢れを移し、水に流すといった「まじない」を医療としておこなっていた。また、仏教の經典には、古代インドの医療知識が詰め込まれており、病人を看護するのは僧侶の重要な役割であった。僧侶が読經と唱え、加持祈祷を行い、病気平癒を願うことも、立派な医療行為だったのである。

水際対策—道饗祭 天然痘の流行は、第1波、第2波とも大宰府管内からはじまった。拡散を止めようと、長門（現在の山口県）より東の諸国に道饗祭を命じた。この道饗祭とは、病気の原因となる疫病神が入ってくるのを、道路のうえで饗應し、帰ってもらおうという祭祀である。まさに、現在の水際対策とも言えるだろう。平城京の玄関口である羅城門の東側、東一坊



図2 「兵部卿宅」と書かれた土器



図3 二条大路の路面に掘られたゴミ捨て穴



図4 平城京内の藤原麻呂邸と旧長屋王邸の位置

大路と九条大路の交差点付近で、道饗祭の可能性がある遺構が見つかっている。ちょうど天然痘流行と同じ時期の土器を使っていることや、路面に井戸を掘って、ほとんど未使用の土器がたくさん捨てられていることから、道饗祭に用いたと考えられる。この位置は、まっすぐ北に伸びると平城宮の壬生門に突き当たり、その門を入れると、天皇が暮らす内裏がある。平城京に迫り来る天然痘を、なんとかこの場所で食い止めようとしたのではないかと、あらためて注目されている。食器の使い回しを禁止 SD5100とSD5300からは、木筒のみならず、まだ使えそうな食器がたくさん出土した(図5)。なぜ、大路の路面という公共の場に、おびただしい数の食器が捨てられたのだろうか？その理由については、これまであまり深く考えられていなかった。しかし、新型コロナウィルスの感染予防に努める私たちには実感ができる。これらの食器は、感染者が出た家で使われていた可能性が高いのではないだろうか。

その可能性を示す資料がある。北側のSD5300から出土した「兵部卿宅」と書かれた土器である(図2)。当時の兵部卿は天平9年に天然痘でなくなった藤原麻呂。つまり、これらの食器は、藤原麻呂の邸宅で使われていたものを含むと考えて良いだろう。古代の食器は、一般的に素焼きの土器である。食器洗い洗剤などなかった時代、このような器をきれいに洗うことは難しかったと思われる。そのため、感染者が使った食器をすべて廃棄処分にすることは、最善の感染予防策だったのだろう。

新しい生活様式 天然痘が収束してほどなく、聖武



図5 SD5300から出土した食器

天皇は平城京を離れ、恭仁、信乗、難波へと都を遷し、5年後に平城京に戻る。日本史では、この前後で奈良時代は前半と後半に区分されている。考古学の分野でも、前半と後半で出土する土器に大きな変化があることが認識されていた。奈良時代の前半には、比較的大きな食器が多く、小型食器は多くはない。しかし、後半になると小型の食器、とくに土師器椀がたくさん使われるようになる(図6)。

この変化の理由について、私たちはこれまで、あまり上手く説明ができていなかった。ところが、現代の感染症予防策が、有力な仮説を与えてくれた。政府や専門家が、新しい生活様式として、大皿での食事を避けるように呼びかけている。この土器が変化するのは、ちょうど天然痘が流行する前後であるため、奈良時代の人々も、感染予防のために大皿での食事を避けようとしたのではないだろうか。つまり、奈良時代後半の小型食器の増加は、アフター天然痘の新しい生活様式ではないかと考えられる。

新たな祈り、病原の可視化 奈良時代後半になると、新たな祭祀が流行する。^{よきごん}人面墨書き土器は、土器に疫神や鬼を描いたとされ(図7)、ここに息を吹きこんで、水に流したと考えられている。平城京でも南辺、とくに西市や東市付近の溝からたくさん出土する。奈良時代後半になって流行し、平城宮の近くではほとんど出土しないため、アフター天然痘の民間療法だったのだろう。天然痘という目に見えない敵は、人々にとって大きな恐怖だったに違いない。疫神を描くという行為は、近世のアマビエ信仰などと同じく、病気の原因を可視化する意味があったようだ。それはあたかも、現代の私たちが新型コロナウィルスのニュースに、電子顕微鏡の画像を添えるのと同じ心理かもしれない。

噂の流布、原因究明、再発防止 さらに南側のSD5100



図6 奈良時代後半の小型食器



図7 平城京から出土した人面墨書き土器



図8 SD5100 から出土した燃灯供養の灯明皿

からは、たくさんの灯明皿が見つかった。現代の万燈会のように、灯明を並べて読経をおこなう燃灯供養の痕跡と考えられる。この当時、灯明油は大変貴重であったため、大規模な燃灯供養をおこなうのは、多大な出費であったはずである。この燃灯供養は、誰が、どのような目的でおこなったのだろうか？

この燃灯供養は、いろいろな器を寄せ集めて灯明皿として用いていた（図8）。つまり、緊急性の高いものだったと推定される。灯明皿が捨てられた年代は、天然痘が終息して間もない天平10年（738）頃。供養が行われた場所は、隣接する皇后宮職が置かれた場所と考えるのが妥当であろう。この場所はかつての権力者、長屋王の邸宅であった。長屋王は、光明皇后の兄である藤原四兄弟（武智麻呂、房前、宇合、麻呂）の策略により、この場所で自刃をよぎなくされた。その8年後、天然痘はこの四兄弟の命を次々と奪ったのである。この頃には、天然痘流行は長屋王の祟りではないか？との噂が拡散していた可能性が高い。光明皇后は写經事業をおこない、聖武天皇は長屋王の子供達の位を上げるなど、名誉回復をはかったとみられている。この燃灯供養は、長屋王の祟りを鎮める目的

で行われた緊急の法会だったとともに、まさに天然痘の原因究明と再発防止策だったともいえる。

4. おわりに

文献資料によると、この時の天然痘の大流行では、実に4人に1人が命を落としたと推定されている。この未曾有の災異に、中央政府は国を掲げて医療の提供、食料の支給、税の免除に取り組み、疫民の救済にあたった。その様子は『続日本紀』に詳しく記録されている。そして、平城京の発掘調査は、こういった記録には残っていない平城京の都市民達の努力と工夫を伝えてくれた。

平城京に暮らす人々は、現代科学や医療の知識もないなかで、勇敢に迫り来る疫病に立ち向かわざるをえなかった。その疫病対策は、いま現在、未知の感染症と戦う現代の私たちと通じる点が多い。人類は歴史上、このような疫病との闘いに幾度となく立ち向かい、力を合わせて打ち勝ってきた。疫病との闘いが、人間に叡智を授け、共生する社会を考えさせ、物質文化を変化させる一平城京の人々は、1300年後の私たちに、そう語りかけてくれている。

神野 恵（じんの・めぐみ）

都城発掘調査部 考古第二研究室室長

1973年 大阪府生まれ

1996年 京都大学文学部卒業

2000年 京都大学大学院人間環境学研究科博士課程退学

同年 奈良国立文化財研究所 研究員に採用

2020年 現職

現在の専門分野は、日本考古学・東アジア考古学



奈良文化財研究所のホームページはこちら

<http://www.nabunken.go.jp/>

The screenshot shows the homepage of the Nara National Research Institute for Cultural Properties. At the top, there's a navigation bar with links for HOME, 研究所概要 (Institution Overview), 調査 (Investigation), 資料と研究 (Materials and Research), 公式活動 (Official Activities), 印刷物 (Print Materials), and お問い合わせ (Contact). The main banner features a sketch of a person standing next to a building and text about the 'Comprehensive Database of Archaeological Site Reports Japan'. On the right side, there are several small boxes for '3D Bone Atlas Database', '探索!奈文研' (Explore! Nara Institute of Science and Technology), and '全国遺跡報告総覧' (Comprehensive Database of Archaeological Site Reports Japan). Below the banner, there's a section for 'TOPICS' with a link to '公開施設 (平城宮跡資料館、飛鳥資料館、藤原宮跡資料室) の再開について' (Re-opening of the Heijō-kyō Site Museum, Asuka Site Museum, and Taira-kyō Site Museum). A sidebar on the right lists '文化遺産の見学' (Visiting Cultural Properties), 'データベース' (Database), and '平城宮跡 (第一回大復元ほか)' (Heijō-kyō Site (First Great Reconstruction, etc.)).

奈良文化財研究所のYoutubeチャンネルはこちら

The screenshot shows the YouTube channel page for 'なぶんけんチャンネル'. The channel has 318 subscribers. It features a thumbnail for a video titled 'ナゾの能形土偶品！' (Mysterious Nasu Clay Figurines!) with 678 views and 1 like. Another thumbnail shows a person speaking at a podium. On the right, there's a QR code with the text 'QRコードからも なぶんけんチャンネルをお楽しみいただけます' (You can also enjoy the Nara National Research Institute for Cultural Properties channel via QR code).

お問い合わせ先

独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所
〒630-8577 奈良県奈良市二条町2-9-1
TEL: 0742-30-6733 FAX: 0742-30-6730
制作: 株式会社クバプロ